

第7号議案

平成25年度

亀岡市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成25年度亀岡市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成25年度亀岡市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ807,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成25年3月4日提出

亀岡市長 栗山正隆

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

款	項	金額
1 保険料		千円 627,158
	1 後期高齢者医療保険料	627,158
2 使用料及び手数料		120
	1 手数料	120
4 繰入金		177,508
	1 一般会計繰入金	177,508
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		2,213
	2 償還金及び還付加算金	2,203
	3 市預金利子	10
歳入合計		807,000

2 歳出

款	項	金額
1 総務費		千円 11,710
	1 総務管理費	7,762
2 後期高齢者医療広域連合納付金		3,948
	2 徴収費	3,948
2 後期高齢者医療広域連合納付金		792,149
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	792,149
3 諸支出金		2,203
	1 償還金及び還付加算金	2,203
4 予備費		938
	1 予備費	938
歳出合計		807,000